

鳥取県公報

令和3年1月8日(金) 第9264号

毎週火·金曜日発行

			目	次
\Diamond	告	示	身体障害者福祉法による医師の指定(1) (障がい	い福祉課)・・・・・・・・・2
			種畜証明書の交付(2)(畜産課)・・・・・・	
			地域森林計画の変更予定(3件)(3~5)(林政	女企画課)・・・・・・・・・・4
			保安林の指定予定(6)(森林づくり推進課)・	5
			漁業関係法令違反に対する処分方針の一部改正 (7) (水産課)・・・・・・・・5
			土地収用法による事業の認定(8)(県土総務課)	
			砂利採取法による採取計画の変更認可の公表(9)	
			開発行為に関する工事の完了(2件)(10・11)	
			採石法による採取計画の認可の公表(12)(西部編	
\Diamond	公	告	公の施設の指定管理者の指定(生産振興課)・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
			保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等へ	
			(森林づくり推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			森林法による開発行為の許可(西部総合事務所農村の特殊の世代での場合である。	
^	調達生	\ / .	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(第1 表の地字(粉充香号の東致号粉充環境器)	
\Diamond	加建 2	誤	落札者の決定(教育委員会事務局教育環境課)・	
\Diamond	ΙΕ	砄	令和2年11月20日付鳥取県規則第54号中訂正・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

示

鳥取県告示第1号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福 祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤務先
耳鼻咽喉科	音声、言語機能障害、そ	三宅 成智	米子市皆生新田1-8-1
	しゃく機能障害		山陰労災病院
眼科	視覚障害	小山 あゆみ	米子市西町36-1
			鳥取大学医学部附属病院
消化器内科	肝臟機能障害	汐田 剛史	"
脳神経外科、神経内科	音声・言語機能障害	門脇 光俊	米子市東福原六丁目 5-13
			よなご脳神経クリニック
消化器・小児外科	小腸機能障害、肝臟機能	花木 武彦	米子市西町36-1
	障害		鳥取大学医学部附属病院
"	小腸機能障害、ぼうこう	宮谷 幸造	.,
II	又は直腸機能障害		II

鳥取県告示第2号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を 次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

令和3年1月8日

鳥取県知事 平 井 治

					7119-1/	()()() + 1	71	rr in
種畜証明	名前	種類及び品	生年月日	産地	ш́	統	等級	飼養者の所在
書番号	√1 H1 1	種	エーハロ	生地	父	母	子顺	地及び名称
31631010	トットリ	豚	平成27年	鳥取県	トットリ	トットリ		西伯郡南部町
002	デー 5	デュロック種		西伯郡	デー 9362	デー 6	2級	鳥取県中小家
002	5180	ノユロツク性	9月24日	南部町	7 — 9302	2262		畜試験場
21721010	トットリ		平成28年		トットリ	トットリ		
31731010 002	デー 5	"		"	デー 7	デー 5	"	"
002	6075		3月24日		3007	2238		
21721010	トットリ		亚出90年		トットリ	トットリ		
31731010 003	デー 9	"	平成28年	"		デー 6	"	"
003	6166		8月13日		デー 1137	2314		
31831020	トットリ		平成29年		トットリ	トットリ		
	デー 7	"		"		デー 7	"	"
002	7385		12月31日		デー 2082	3040		
21021010	トットリ		₩ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		トットリ	トットリ		
31931010	デー 3	"	平成30年	"	デー 8	デー 7	"	"
004	8181		7月23日		3149	6187		
21021000	トットリ		교육이도		トットリ	トットリ		
31931020	デー 10	"	平成31年	"	デー 4	デー 10	"	"
	•				•	1		

002	9005		1月3日		4234	4068		
31831020 005	トットリ ビー 8 8014	豚 バークシャ 一種	平成30年 3月12日	"	トットリ ビー 1 4032	トットリビー 1 3066	11	II
31931010 006	トットリ ビー 1 8047	II	平成30年 7月18日	II	トットリ ビー 1 3062	トットリ ビー 7 7092	11	IJ
31931010 008	カール 785 6 8482	豚 ランドレー ス種	平成30年 9月20日	11	カール アレキサンダ ー フジ ト ピックス 6 3977		"	IJ
31531020 004	トットリ ベター 8 4567	豚 大ヨーク シャー種	平成26年8月1日	11	トットリ ダブル 1446	ベター フレッド トレーン 706	II	IJ
31531020 005	484 トットリ 10 4659	II	平成26年 9月10日	11	484 トットリ 4 2601	トットリ ダブル 10167	"	II
31931020 003	ボナビスタ トットリ 4 7606	n	平成29年 12月21日	11	ボナビスタ ベター ヨツバ 11 02626	トットリ ベター 10 5410	11	n
32031020 001	トットリ デー 5 9271	豚 デュロック種	令和元年 10月31日	"	トットリ デー 8 3149	トットリ デー 7 6187	"	"
32031020 002	トットリ デー 1 9276	IJ	令和元年 11月12日	11	トットリ デー 6 2379	トットリ デー 8 8184	"	II
32031020 003	トットリ デー 6 0051	II	令和2年 1月11日	11	トットリ デー 5 5180	トットリ デー 6 6065	"	II
32031020 004	トットリ ビー 3 0005	豚 バークシャ 一種	令和2年 1月25日	II	トットリ ビー 1 3056	トットリ ビー 6 7031	"	II
11510442 755	令樹	肉用牛 黒毛和種	令和元年 5月15日	鳥取県鳥取市	福増	もとはなてる	1級	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試 験場
11389462 151	日屋6215	II	令和元年 8月1日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	日出丸105	ゆきちえ 1の1	2級	東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場
11389462 205	学葉6220	11	令和元年 8月4日	"	舞菊福	みつひさ3	"	11
11389462	洋区6221	11	令和元年	11	茂光洋	みやひろ	11	11

212			8月5日					
11389462	学松6228	11	令和元年	,,	舞菊福	ふじやすとし	"	,,
281	子位0220	"	8月9日	"	种利阳	かしてりこし	"	"
11389462	餅味6235	11	令和元年	"	藤重栄	はるかぜさか	"	"
359	斯·休0233	"	8月12日	"	歴 里木	え	"	<i>"</i>
11389462	海胡6926	,,,	令和元年	,,,	凛斗福	こころ1の6	"	,,,
366	凜朝6236	"	8月12日	,,	示イ 旧	CC/910/0	,,	"
11389462	凱卒6243	,,,	令和元年	"	久茂福	さちみつひさ	"	"
434	<u>外</u> 4-0243	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	8月16日	,,,	久)入佃	G 90 70.G	,,,	"
11389462	凱卒6244	,,,	令和元年	"	久茂福	さちみつひさ	"	"
441	别 年 0244	"	8月17日	"	人 及領	G 997 70.G	,,	"
11397962	林梨絵6264	"	令和元年	,,,	幸忠栄	まつみやひさ	"	,,
643	你来版0204	木梨絵6264 ""	9月6日	"	羊心 不	ようかでいる		"

鳥取県告示第3号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更す る予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

鳥取県知事 平 井

1 縦覧に供する書類

千代川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

令和3年1月8日から同年2月8日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課及び東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した 文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第4号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更す る予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

天神川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

令和3年1月8日から同年2月8日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課及び中部総合事務所農林局林業振興課

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した 文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第5号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更す る予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

鳥取県知事 平 井 伷 治

1 縦覧に供する書類

日野川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

令和3年1月8日から同年2月8日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課、西部総合事務所農林局農林業振興課及び西部総合事務所日 野振興センター日野振興局農林業振興課

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した 文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第6号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

令和3年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町生山字滑谷296の1、字新梨子山297、字後口ヶ谷334、字滝ヶ谷462の1、字桝岩山467、字場ヶ 谷山566の1、字絵下山603

2 指定の目的

水源の瀬養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第7号

平成16年鳥取県告示第474号 (漁業関係法令違反に対する処分方針について) の一部を次のように改正する。 令和3年1月8日

> 鳥取県知事 平 治 井

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 改正前

1 趣旨

この処分方針は、漁業法(昭和24年法律第267号。 以下「法」という。) 第57条第1項の農林水産省令で 定める漁業及び鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県 規則第54号。以下「調整規則」という。)第5条第1 項各号に規定する漁業について、法、漁業の許可及び

1 趣旨

この処分方針は、漁業法(昭和24年法律第267号。 以下「法」という。) 第66条第1項及び鳥取県海面漁 業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号。以下「調整 規則」という。)第8条各号に規定する漁業について、 法、小型機船底びき網漁業取締規則 (昭和27年農林省 取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以 下「省令」という。) 及び調整規則(以下「漁業に関 する法令」という。) の規定に違反した場合又は漁業 に関する法令の規定に基づき知事が行った処分に違反 した場合に知事が行う処分に関し、必要な事項を定め るものとする。

- 2 無許可船舶に対する処分
 - (1) 調整規則第51条第1項の規定に基づき知事が 行う停泊処分の日数は、次の表の左欄に掲げる漁業 の種類ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる日数とす る。

漁業の種類	日数
ア略	15日
イ 小型機船底びき網漁業 (機船手繰	
網漁業並びにえびけた網漁業及び自	
家用餌料びき網漁業に限る。)	
略	ı

- (2) (1)アの中型まき網漁業において、法第57 条第1項の規定に基づく知事の許可を受けてい ない網船と船団を構成する火船、運搬船その他 の付属船が漁業を行った場合は、当該許可を要 する網船に対して、(1)の停泊処分を行うもの とする。
- (3) (1)により知事が行った処分に違反したと きは、調整規則第51条第1項の規定に基づき、 当該処分を受けた船舶に対して当該処分日数 の2倍の日数又は40日の停泊処分を行うことが ある。
- 3 許可船舶に対する処分
 - (1) 次の表の左欄に掲げる規定又は事項に違反 した場合に、調整規則第51条第1項の規定に基 づき知事が行う停泊処分の日数は、同表の中欄 に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ当該右欄 に掲げる日数とする。

該当する規定又	漁業の種類	日数
は事項		
ア 調整規則第	全ての漁業	
<u>33条</u>		
イ 調整規則第		
<u>37条第1項</u>		
ア 省令第73条	(ア) 略	略
<u>第1項</u> イ 省令第74条	(イ) 小型機船底	
第1項	びき網漁業(<u>機船</u>	
ウ 省令第75条	手繰網漁業及び	

令第6号。以下「取締規則」という。)及び調整規則 (以下「漁業に関する法令」という。) の規定に違反 した場合又は漁業に関する法令の規定に基づき知事が 行った処分に違反した場合に知事が行う処分に関し、 必要な事項を定めるものとする。

- 2 無許可船舶に対する処分
- (1) 調整規則第54条第1項の規定に基づき知事が 行うてい泊処分の日数は、次の表の左欄に掲げる漁 業の種類ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる日数と する。

漁業の種類	日数
ア略	15日
イ 小型機船底びき網漁業(<u>手操第一</u>	
<u>種漁業及び手操第二種漁業</u> に限	
る。)	
略	•

- (2) (1)アの中型まき網漁業において、法第66 条の規定に基づく知事の許可を受けていない網 船と船団を構成する火船、運搬船その他の付属 船が漁業を行った場合は、当該許可を要する網 船に対して、(1)のてい泊処分を行うものとす
- (3) (1)により知事が行った処分に違反したと きは、調整規則第54条第1項の規定に基づき、 当該処分を受けた船舶に対して当該処分日数 の2倍の日数又は40日のてい泊処分を行うこと がある。
- 3 許可船舶に対する処分
 - (1) 次の表の左欄に掲げる規定又は事項に違反 した場合に、調整規則第52条第1項の規定に基 づき知事が行うてい泊処分の日数は、同表の中 欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ当該右 欄に掲げる日数とする。

該当する規定又	漁業の種類	日数
は事項		
ア 調整規則 <u>第</u>	<u>すべて</u> の漁業	
<u>41条</u>		
イ 調整規則第		
<u>42条</u>		
ア 取締規則第	(ア) 略	略
<u>2条第1項</u> イ 取締規則第	(イ) 小型機船底	
3 条第 1 項	びき網漁業(<u>手操</u>	
ウ 取締規則第	第一種漁業及び	

第1項 2項 2項 調整規則項 規案 規定 2 3 3 4 4 2 4 5 5 6 7 7 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9<	えびけた網漁業及 び自家用餌料びき 網漁業に限る。) (ウ)~(キ) 略 略	4条第1項 は第2項 は調整型規規を 20条でく又可規制を 基づ可認は調整に 基での発をを がいる。 取り、 を はののは、 はののは、 はののは、 はののは、 はののは、 はののは、 はののは、 はののは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	手操第二種漁業 に限る。) (ウ)~(キ) 略 略
漁業の許可 <u>又</u> は起業の認可 の条件 カ 調整規則 <u>第</u> 17条第1項 キ 調整規則 <u>第</u> 35条第1項又		漁業の許可若 しくは制制 しくは操作の は は か の の の の の の の は 数 の の は 数 の の の の の の の	
立 調整規則第 36条第1項 方 方 調整規則第 38条 コ コ 調整規則第 39条第1項 サ 世 調整規則第		夕 調整規則第 39条 夕 調整規則第 40条第1項 3 調整規則第 43条 世 調整規則第 45条	
40条第1項シ 調整規則第41条ス 調整規則第44条上記以外の規定上記則則第32条第2項、第46条、第48条第1項近	全ての漁業	シ 調整規則第 46条 ス 調整規則第 48条 世 調整規則第 49条 上記則則第 上記則則期 整規期期第 度 1 数 数 期 第 2 項 50 条 第 1 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1 数 で 1	<u>すべて</u> の漁業

項の規定を除 く。) 又は調整規 則に規定する制 限若しくは禁止 事項

- (2) 許可船舶と船団を構成する火船、運搬船その 他の付属船が(1)の表の左欄に掲げる規定に違反 した場合は、許可船舶に対して、(1)の停泊処分 を行うものとする。
- (3) 次の場合には、調整規則第23条第2項の規定に 基づき、許可の効力の停止の命令を行うものとする。 この場合において、許可の効力の停止の日数は、(1) の規定を準用する。
 - ア 処分の対象者が複数の船舶を所有する等、停泊 処分では処分の実質的な効果が見込めない場合
 - イ 停泊処分が実施できない場合
- (4) 次の場合には、調整規則第52条第1項の規定に 基づき、違反行為をした者が使用する船長その他船 舶の操業責任者(以下「船長等」という。)の当該 違反に係る漁業に使用する船舶への乗組み禁止の処 分を行うものとする。この場合において、船長等の 乗組み禁止の処分目数は、(1)の規定を準用する。 ア (3)の許可の効力の停止の命令を行う場合 イ 許可船舶の船長等が調整規則第5条第1項 の許可を受けた者の意思に背反して、(1)の 表の左欄に掲げる規定又は(1)から(3)まで の規定により知事が行った処分に違反したこ とが明らかである場合
- (5) (1)から(4)までの規定により知事が行った処 分に違反したときは、調整規則第51条第1項若しく は第52条第1項の規定に基づき当該処分を受けた船 舶に対して当該処分日数の2倍の日数若しくは40 日の停泊処分若しくは乗組み禁止の処分を行い、又 は調整規則第23条第1項の規定に基づき漁業の許 可を取り消すことがある。
- 4 悪質犯に対する処分

漁業監督公務員等が行う漁業の取締りに関し、船 長、船員その他の乗組員(以下「乗組員」という。) が次の行為をした場合は、当該乗組員が乗り組む船舶 (当該船舶が許可船舶と船団を構成する火船、運搬船 その他の付属船である場合は、許可船舶とする。) に 対して、調整規則第51条第1項の規定に基づき40日の 停泊処分を行い、又は調整規則第23条第1項の規定に 基づき漁業の許可を取り消すことがある。

項の規定を除 く。) 又は調整規 則に規定する制 限若しくは禁止

- (2) 許可船舶と船団を構成する火船、運搬船その他 の付属船が(1)の表の左欄に掲げる規定に違反した 場合は、許可船舶に対して、(1)のてい泊処分を行 うものとする。
- (3) 次の場合には、調整規則第30条第2項の規定に 基づき、操業停止の命令を行うものとする。この場 合において、操業停止処分の日数は、(1)の規定を 準用する。
 - ア 処分の対象者が複数の船舶を所有する等、てい 泊処分では処分の実質的な効果が見込めない場合 イ てい泊処分が実施できない場合
- (4) 次の場合には、調整規則第53条第1項の規定に 基づき、違反に係る漁業に従事する船舶への船長、 船長の職務を行う者又は操業を指揮する者(以下 「船長等」という。) の乗組み禁止の処分を行うも のとする。この場合において、船長等の乗組み禁止 の処分日数は、(1)の規定を準用する。
 - ア (3)の操業停止の命令を行う場合
 - イ 許可船舶の船長等が調整規則第8条の許可 を受けた者の意思に背反して、(1)の表の左 欄に掲げる規定又は(1)から(3)までの規定 により知事が行った処分に違反したことが明 らかである場合
- (5) (1)から(4)までの規定により知事が行った処 分に違反したときは、調整規則第52条第1項の規定 に基づき当該処分を受けた船舶に対して当該処分日 数の2倍の日数若しくは40日のてい泊処分を行い、 又は調整規則第28条第1項の規定に基づき漁業の 許可を取り消すことがある。
- 4 悪質犯に対する処分

漁業監督公務員等が行う漁業の取締りに関し、船 長、船員その他の乗組員(以下「乗組員」という。) が次の行為をした場合は、当該乗組員が乗り組む船舶 (当該船舶が許可船舶と船団を構成する火船、運搬船 その他の付属船である場合は、許可船舶とする。) に 対して、調整規則第52条第1項若しくは第54条第1項 の規定に基づき40日のてい泊処分を行い、又は調整規 則第28条第1項の規定に基づき漁業の許可を取り消す ことがある。

(1) • (2) 略

- 5 併合犯に対する処分
 - (1) 漁業に関する法令の2以上の規定に違反する場 合は、その最も重い違反の処分日数に他の違反の処 分日数の半分の日数を加算した日数の停泊処分を 行うものとする。この場合において、1日に満たな い日数は、1日とみなす。

(2) 略

6 略

7 情状酌量する場合の処分

違反行為が初犯である場合又は軽微な場合において 特に酌量する情状が認められるときは、適用する停泊 処分の処分日数の2分の1の範囲内の日数(この場合 において、1目に満たない目数は、1日とみなす。) を適用すべき停泊処分の処分日数から軽減し、又は警 告、始末書の提出その他の処分に代えることがある。

8 略

(1) • (2) 略

- 5 併合犯に対する処分
- (1) 漁業に関する法令の2以上の規定に違反する場 合は、その最も重い違反の処分日数に他の違反の処 分日数の半分の日数を加算した日数のてい泊処分を 行うものとする。この場合において、1日に満たな い日数は、1日とみなす。

(2) 略

6 略

7 情状酌量する場合の処分

違反行為が初犯である場合又は軽微な場合において 特に酌量する情状が認められるときは、適用するてい 泊処分の処分日数の2分の1の範囲内の日数(この場 合において、1日に満たない日数は、1日とみなす。) を適用すべきてい泊処分の処分日数から軽減し、又は 警告、始末書の提出その他の処分に代えることがある。

8 略

附則

(施行期日)

1 この方針は、公布の目から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にした漁業に関係する法令に違反する行為に対する処分方針の適用については、なお従前 の例による。

鳥取県告示第8号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第 26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

伯耆町

2 事業の種類

小町防災広場造成事業

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分

西伯郡伯耆町小町字宮後内上、字壱反田、字越城野原、字大向、字弐反田、字阪ノ向、字越城野原五、字 越城野原六、字下樋ノ中江一、字越城野原八、字下樋ノ中江、字中樋ノ中江、字五輪稲場向、字中尾根、字 ウリロ、字高砂、字岩屋ガ尾根及び字上樋ノ中江並びに金廻字芦谷地内

(2) 使用の部分

なし

- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性

小町防災広場造成事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置す る広場に該当し、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に必要な予算について、予算措置を講じているため、法第20条第2号の要件を充足す るものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事 業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越し、事業計画に合理性も認められることから、本件事 業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

伯耆町は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、平成25年に伯耆町地域防災 計画(以下「防災計画」という。)を策定し、将来発生が予見される風水害、震災、大規模事故等の災害に 対応するため平時より対策を進めているが、伯耆町で災害廃棄物が最も発生すると想定される鳥取県西部 地震断層による5,000トンの災害廃棄物を処理するために必要となる災害廃棄物一次仮置き場の敷地及び甚 大な被害が想定される一級河川日野川の氾濫において、5.0メートル以上の浸水が想定される区域の町民479 世帯を受け入れるために必要となる応急仮設住宅用敷地を確保できない状況となっている。

本件事業は、防災計画にて想定される災害に対応できる十分な面積を備えた防災広場を造成するもので あり、本件事業の実施により、災害発生時における災害廃棄物一次仮置き場の迅速な開設と仮置きされる 災害廃棄物の効率的な選別により、大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧、復興が大幅に遅 れる事態を回避することが可能となる。

また、一団の応急仮設住宅用敷地における応急仮設住宅の設置を計画することで、早急な住宅施工、供 給を円滑に行うことが可能になると考えられるとともに、一定規模の一団の住宅施工により、被災集落毎 に応急仮設住宅への入居が可能となり、既存の地域コミュニティの確保や行政から入居者への効率的な住 宅支援、情報提供が可能となる等、町民等が安全、安心に過ごせる住環境の提供を図ることができること から、本件事業は、早期に的確でスムーズな災害対応を可能とし、災害時の町民等の生活を守ることがで きる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)による環境影響評価の対象事業で はないが、工事の際には周辺環境に十分配慮することにより、環境に与える影響を少ないものとすること ができる。

また、当該地域は文化財保護法(昭和25年法律第214号)による埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。 なお、動植物について、環境省レッドリスト及び鳥取県レッドリストに掲載されている昆虫、植物が確 認されているが、昆虫は、同様の生息環境は周辺に広く見られることから、影響は極めて小さいと予測さ れ、植物は、類似環境への移植を行い必要な保全措置を講じることとしている。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、防災広場活用時の交通量の増加や騒音による起業地周辺の集 落に与える影響、当該地域における農業に与える影響、防災広場活用時における土地の利便性、経済合理 性等の観点から3つの候補地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして当該起業地が 選定されており、合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4 号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

伯耆町では、災害発生時における早期の災害復旧を図り、及び町民等の生活を守るために必要な面積を 備えた広場を確保できない状況となっているため、防災広場の早急な整備が必要である。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。 また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、本件事 業の実施に必要かつ合理的な範囲であると認められる。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の 規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所 西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町地域整備課

鳥取県告示第9号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県 砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

令和3年1月8日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福 政 啓

タ 升 及 バ 小 主	ナたて東改	砂利採取場の所	採取する砂		初可年		
者の氏名	所の所在地	在地及び面積	利の種類及 び数量	変更事項	変更前の内 容	変更後の内 容	認 可 年 月日
有限会社コウ	鳥取市湖山	鳥取市三津字砂	砂 (27,598.2	認可の期	令和元年12	令和元年12	令和 2
メイ	町西一丁目	所ノー871-1	立方メート	間	月21日から	月21日から	年 12 月
代表取締役	692	(8,800平方メ	ル)		令和2年12	令和3年6	21日
岡村 直美		ートル)			月20日まで	月13日まで	
				採取する砂	砂 (27,598.2	砂	
JJ	JJ	,,	JJ	利の種類	立方メート	(43, 150. 76	"
//	"	"	"	及び数量	ル)	立方メート	"
						ル)	

鳥取県告示第10号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告 示する。

令和3年1月8日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

1 開発許可の年月日及び番号

令和2年12月9日 鳥取県指令第202000229395号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市財ノ木町字篠津灘

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市財ノ木町594-1

藤本 星地、藤本 如

鳥取県告示第11号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告 示する。

令和3年1月8日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号令和2年12月15日 鳥取県指令第202000240070号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西伯郡日吉津村大字日吉津
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名 米子市車尾六丁目3-39 渡部 聖人

鳥取県告示第12号

採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

令和3年1月8日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称及び代表	ナたる東致正				
者の氏名		採石場の所在地及び	採取をする岩石の種	な事の祖田	認可年月日
有の以名	の所在地	面積	類及び数量	採取の期間	
美保テクノス	米子市昭和町	西伯郡伯耆町畑池字	風化花崗岩 (270,855	令和2年12	令和2年12月
株式会社	25	射矢谷尻2628-1外	立方メートル)	月27日から	18日
代表取締役		30筆(68,825平方メ		令和7年12	
野津 健市		ートル)		月26日まで	

<u>公</u> 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第91号)第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公 の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地	指定の期間
鳥取県立とっとり花回廊	一般財団法人鳥取県観光事業団	令和3年4月1日から
	理事長 安田 達昭	令和6年3月31日まで
	鳥取市相生町四丁目411	

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不分明な者が所有する保安林の所在場所
 - 西伯郡伯耆町大内字上河原平744、字前河原755、756の1、758の2、760、761、762、767の1、南部町東上字小谷尻2088、2101の2、下中谷字下神田3033、3034、大山町羽田井字退休寺原1418の965
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について
- 3 通知の要旨
 - 1に掲げる土地について、令和2年9月23日付農林水産省告示第1817号(保安林の指定施業要件を変更する件)のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。
- 4 通知の掲示場所 伯耆町役場、南部町役場、大山町役場

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開 発条例(平成17年鳥取県条例第96号)第16条の規定により次のとおり公表する。

令和3年1月8日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

	BB ₹% ± €	目目 ▼◇ 〈二		土	地の面積			
開発者の氏 名又は名称 及び代表者 の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在地	開為 うの地	開発行 為の目 的	開発事業 区域の土 地の面積	開発行為 をしよる森 林の土積 の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積	開発行為の 工期	開発行為 の許可年 月日
美保テクノ	米子市昭	西伯郡	建設発	22. 4852~	20. 3029 ^	17.4798^	令和2年12	令和2年
ス株式会社	和町25	伯耆町	生土の	クタール	クタール	クタール	月22日から	12月22日
代表取締役		畑池地	受入及				令和7年12	
野津 健市		内	び真砂				月26日まで	
			土の採					
			取					

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により猟銃の操 作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

令和3年1月8日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持している **もの**

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和3年2月2日	岡山県岡山市北区御津伊田2291	大口径ライフル銃等	大口径ライフ	6人
午前10時から午後	御津ライフル射撃場	射撃	ル銃等に適合	
2時30分まで			する実包	
令和3年2月9日				
午前10時から午後	n	"	"	"
2時30分まで				
令和3年2月16日				
午前10時から午後	JJ	"	"	"
2時30分まで				

3 講習課目

- (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検
 - ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,700円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。 この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110) 又は住所地を管轄する 警察署に問い合わせること。

達 公 告 謂

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月8日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 田 中 宏

- 鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種及び第三種中間検査に係る整備及び修繕 一 1 調達件名及び数量 式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 机 日 令和2年12月4日
- サンセイ株式会社下関工場 4 落札者の名称及び所在地

山口県下関市彦島本村町三丁目5-1

- 162,800,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 5 落 札 金 額
- 6 入 札 公 告 日 令和2年10月23日
- 7 落 方 札 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立境港総合技術高等学校

及び所在地 境港市竹内町925

正

令和2年11月20日付鳥取県公報号外第92号の鳥取県規則第54号(鳥取県漁業調整規則)中次の箇所に誤りが あったので、訂正する。

頁 4

行 23

誤 法57条第1項

正 法第57条第1項

頁 4

- 行 下から7
- 誤 法57条第1項
- 正 法第57条第1項
- 頁 6
- 行 12
- 誤 その者。)
- 正 その者)
- 頁 7
- 行 5
- 誤 法57条第1項
- 正 法第57条第1項
- 頁 7
- 行 下から18
- 誤 その者。)
- 正 その者)